

平成30年3月

下請債権保全支援事業の期間延長等について（ご案内）

- 国交省の建設業向け金融支援事業「下請債権保全支援事業」が、平成31年3月末まで延長されました。
- 平成30年4月1日以降の保証開始分より、国からの助成が一部変更となりました。

<助成の変更内容>

【H29年度】保証料助成（保証料の2分の1：年率1.5%上限）



【H30年度】保証料助成（保証料の3分の1：年率1.5%上限）

【お問い合わせ先】



(株)建設総合サービス 金融事業部

TEL:06(6543)2848 FAX:06(6543)2849